

**宮崎県置県 150 年に向けた機運醸成イベント開催業務委託
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領**

1 目的

この要領は、宮崎県置県 150 年に向けた機運醸成イベント開催業務について企画提案を募り、本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定めたものである。

2 委託の内容

宮崎県置県 150 年に向けた機運醸成イベント開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

4 委託料の上限額

9, 9 7 1, 8 5 4 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した業務内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県 総合政策部 総合政策課 企画担当

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号 宮崎県庁本館 3 階

電 話：0985-26-7607

メール：sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

6 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。また、応募申請書の提出以降、契約締結までに次に掲げる要件の一つでも満たさなくなった場合又は満たしていないことが判明した場合は、選定の対象から除外又は選定を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者若しくは契約までに取得見込みの者、又はこの委託業務と同種・同規模程度の業務の実績を有する者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる者でないこと。暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行

う活動への関与が認められる者でないこと。また、役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる者でないこと。

- (8) 県税に未納がない者。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (10) 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者。

7 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県ホームページ（以下、「本県ホームページ」という。）により公示する。また、希望者がいる場合は、事務局（宮崎県総合政策課）においても参加申込書提出期限日まで配布する。ただし、事務局での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 7 月 2 1 日（火） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 8 年 7 月 2 7 日（月）午後 5 時 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和 8 年 8 月中旬頃 |

9 質問及び回答

本企画提案競技についての質問は、次のとおり提出すること。回答は、軽微なものを除き、質問者及び企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。通知する内容は質問とその回答のみで、質問者名は公表しない。なお、類似又は同趣旨の質問に対しては一括して回答し、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

- (1) 提出場所 本要領 5 の場所
- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 2 7 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール（PDF 形式）、持参又は郵送
 - ※電子メールの場合、件名は、「宮崎県置県 150 年に向けた機運醸成イベント開催業務企画提案競技に係る質問書」とし、提出確認のため、送信後は要領 5 の電話番号に確認の連絡をすること。
 - ※郵送の際は、自らで配達証明を得ることができる手段（書留郵便又はそれと同等の手段）によること。
 - ※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。（電子メールを除く。）
- (4) 提出書類 質問書（様式第 1 号）

10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領 5 の場所
- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法 電子メール（PDF形式）、持参又は郵送

※郵送の際は、自らで配達証明を得ることができる手段（書留郵便又はそれと同等の手段）によること。

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。（電子メールを除く。）

(4) 提出書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式第2号）
- ・代理人を選定した場合は委任状（様式第3号）

(5) その他

- ・電子メール（PDF形式）又は郵送により参加申込書を提出した場合は、翌日以降提出状況の確認を行うこと。また、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- ・参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を電子メール（PDF形式）、持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

11 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 企画提案書

以下の①から⑧を1セットとし、これを「企画書」という。

①企画提案競技申請書（様式第5号）

②会社概要（様式第6号）

③企画提案書（任意様式）

- ・事業実施方針
- ・当日の進行管理、運営計画
- ・司会候補者提案
- ・広報及び参加者募集計画
- ・設置看板等会場及び周辺エリアの装飾などの会場設営計画
- ・委託業務実施体制
- ・業務スケジュール 等

④見積書及び見積明細書（任意様式）

- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ・企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
- ・一式計上ではなく、第三者により各項目の単価が客観的に判断可能な積み上げ方式とすること。

⑤業務実績

- ・過去5年以内の地方公共団体との契約実績（本業務と同種類のものに限る。契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）

⑥暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7-1号）及び役員名簿（様式第7-2号）

⑦県税に未納がないことの証明

⑧特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）

(2) 企画書の提出方法

- ・企画書は本要領5の担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）にて6部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年8月5日（水）午後5時まで（必着）とする。

(4) 企画書の要件

企画書は、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- ・本要領に定める受付期間、提出先及び提出方法に適合していること。
- ・記載事項に不備がないこと。
- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。
- ・記載すべき事項が全て記載されていること。
- ・虚偽の内容が記載されていないこと。

(5) 企画提案書の取扱い

- ・企画提案書に記載された情報は、審査その他の事務手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用しない。
- ・提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ・県は、審査手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、応募書類を複製することができるものとする。また、審査手続の経過及び審査結果の公表のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(6) 作成にあたっての留意点

- ①応募する企画書は1案に限る。
- ②企画書は原則A4サイズ（やむを得ない箇所はA3サイズでも可）とする。
- ③提出した一切の応募書類の書き換え、引き換え又は撤回は不可とする。
- ④応募書類及び契約等の使用言語は日本語とする。また、数量の単位は計量法に定めるものとし、通貨の単位は円とする。
- ⑤本業務を実施するに当たり、県職員や関係機関等に求める作業及び資料等についても記載すること。
- ⑥専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。
- ⑦応募された企画提案の著作権は、その提案者に帰属する。なお、企画書の記載が、特許権など日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象・責任は、全て提案者が負うこととする。
- ⑧仕様書に記載されていない追加提案は、そのことが分かるように記載すること。
- ⑨上記書類のほか、事務局が必要とする書類の提出要求や記載内容の趣旨等の確認を行うことがある。

(7) 公募の取りやめ等

- ・公正な公募を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、県は特定の応募予定法人等を公募に参加させず、又は公募を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ・受託候補者の決定後に不正行為が判明した場合は、決定を取り消し、又は契約解除等の措置を取ることとする。

12 審査

選定に当たっては、複数の審査委員において、提案の内容等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た1者を受託候補者として選定する。

なお、審査は県職員で構成する審査委員会で行い、審査基準は「宮崎県置県150年に向けた機運醸成イベント開催業務委託仕様書」及び「審査基準書」によるものとする。審査方法は、書面審査とし、審査結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。また、審査内容及び結果に関する問合せ並びに異議等については一切受け付けない。

13 審査結果及び企画提案の公表

受託候補者決定後に本県ホームページにおいて、受託候補者を公表する。受託候補者以外の応募者・応募申請書内容については公表しないが、応募件数など個々の応募者が特定されるおそれのない情報は公開することができるものとする。

14 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とし、選定の対象から除外又は選定を取り消す。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき又は当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした者
- (3) 企画提案書が公示した仕様又は条件に適合しないとき
- (4) 2 件以上の企画提案をした者
- (5) 参加申込書又は提案書を期限までに提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) 審査委員会の委員又は審査手続業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- (8) 本件公募について不正な利益を得るために連合した場合
- (9) その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと県が認める場合
- (10) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (11) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- (12) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

16 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、企画提案をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 押印は必ず「代表者印」を使用すること。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。